

国立大学法人愛知教育大学と独立行政法人国立高等専門学校機構  
豊田工業高等専門学校との包括的な連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構豊田工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、教育・研究・社会貢献活動に関する包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、教育・研究・社会貢献活動全般に係る連携を推進し、相互の教育・研究の進展と地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）学生の交流
- （2）教職員の交流
- （3）教育及び研究（共同研究を含む）に関する活動
- （4）学生が行う社会貢献活動
- （5）その他甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に規定する事項を実施する場合における費用負担等については、事前に甲及び乙が協議するものとする。

（管理責任）

第3条 本連携の具体的な実施に当たっては、甲においては学長が、乙においては校長が管理責任を負う。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙は協議のうえ、その都度決定する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の3か月前までに甲乙いずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成29年 3月22日

（甲）

国立大学法人愛知教育大学長

後藤ひとし

（乙）

独立行政法人国立高等専門学校機構  
豊田工業高等専門学校長

高井吉明